

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長

山 内 登

令和 8 年下呂市条例第43号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 下呂市監査委員条例（平成16年下呂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第75条第 1 項、第98条第 2 項、第199条第 6 項、第235条の 2 第 2 項、第 242条第 1 項又は第243条の 2 の 9 第 3 項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第75条第 1 項、第98条第 2 項、第199条第 6 項、第235条の 2 第 2 項、第 242条第 1 項又は第243条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

(下呂市下呂温泉合掌村条例の一部改正)

第 2 条 下呂市下呂温泉合掌村条例（平成16年下呂市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 の 9 第 8 項の規定により合掌村の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 の 8 第 8 項の規定により合掌村の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8</u> <u>項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8</u> <u>項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第4条 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例（平成16年下呂市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8</u> <u>項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8</u> <u>項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。